

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

令和4年税制改正③～法人税及び所得税以外

Q 昨年12月に令和4年の税制改正大綱が発表されました。この中で、法人税及び所得税以外の項目に関する改正のポイントはなんですか？

解説

消費税の免税義務者取扱い、相続に伴う登記の義務化、固定資産税の負担調整措置、などがあります。

1. 免税事業者から適格請求書発行事業者への変更の柔軟化

免税事業者が適格請求書発行事業者になるためには、まず課税事業者選択届出書を提出して、課税事業者になる必要があります。

しかし、**令和5年10月1日に属する課税期間**に登録を受ける場合に限り、次の二つの経過措置があります。

①**課税期間の途中でも**登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができます。

また、登録申請書のみ提出すればよく、**課税事業者選択届出書の提出は不要**です。

②①の経過措置の適用を受ける事業者は、**課税期間の途中でも**事後的に簡易課税制度を選択することができます。

2. 相続登記の申請の義務化と相続人申告登記

①相続等で不動産を取得した相続人は一定の日から**3年以内**に**相続登記の申請が義務化**されます。

②3年以内に遺産分割が終了しない場合は、相続人が登記官に一定の申し出をすることで、相続登記の申請義務を履行したものとみなします。

3. 固定資産税の負担調整措置

景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、**令和4年度に限り**、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、**評価額の2.5%（現行5.0%）**とします。

要するに…

今回の税制改正では、各項目に小粒な改正がちりばめられている印象ですが、免税事業者が課税事業者になるときのハードルが低くなったのはありがたい改正だと思います。